

廃棄物処理施設における電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、新潟市が設置する廃棄物処理施設（以下、「処理施設」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(電子取引の範囲)

第2条 処理施設における電子取引の範囲は、電子メールを利用した廃棄物処分手数料（新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年規則第49号）第22条第3項に定める方法で徴収した手数料をいう。）に係る適格請求書（消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下、本規程において同じ。）の交付に係るものとする。

(取引データの保存)

第3条 交付した適格請求書の電磁的記録は、国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができる形式により、各処理施設のファイルサーバー等において10年間保存する。

(訂正又は削除の原則禁止)

第4条 保存する適格請求書の電磁的記録は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、訂正又は削除をすることを禁止する。

(1) 適格請求書の交付を受けた者から当該適格請求書の訂正又は削除の申請を受け、これを決定したとき。

(2) 適格請求書の交付にあたり事務上の誤りがあったとき。

(訂正又は削除の申請等)

第5条 前条第1号に規定する適格請求書の訂正又は削除の申請をしようとする者は、別記

様式第 1 号による廃棄物処理手数料適格請求書訂正等申請書に交付を受けた適格請求書又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により廃棄物処理手数料適格請求書訂正等申請書が提出された場合において、正当の理由があると認めるときは、別記様式第 1 号の 2 による適格請求書訂正等決定通知書により、訂正又は削除の決定を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項において適格請求書の訂正を決定したときは、訂正後の適格請求書を申請者に交付するものとする。

（職権訂正等の方法）

第 6 条 市長は、事務上の誤りにより保存する適格請求書を訂正又は削除する必要がある場合は、当該適格請求書の交付を受けた者に速やかに通知するとともに、訂正後の適格請求書を交付するものとする。

（訂正・削除履歴の保存）

第 7 条 市長は、前 2 条の規定により適格請求書の電磁的記録の訂正又は削除をした場合は、当該適格請求書の電磁的記録に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに、前 2 条に規定する通知及び第 5 条第 1 項に基づき提出された適格請求書訂正等申請書並びに訂正後の適格請求書を、事後に訂正又は削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正又は削除の対象となった適格請求書の電磁的記録の保存期間が満了するまで保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

廃棄物処理手数料適格請求書訂正等申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所

申請者 団体の名称及び代表者の氏名

電話

下記のとおり、適格請求書（領収書）の を申請します。

適格請求書（領収書） 発行施設名	
適格請求書（領収書）の 発行日	年 月 日
搬入日時	年 月 日 時 分
受付 No.	
訂正等の内容及び理由	

別記様式第 1 号の 2 （第 6 条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

廃棄物処理手数料適格請求書訂正等決定通知書

年 月 日付けで申請のありました適格請求書（領収書）の を決定した
ので通知します。

訂正等の対象となった 適 格 請 求 書	発行施設	
	発行日	年 月 日
	搬入日時	年 月 日 時 分
	受付No.	
訂 正 等 の 日	年 月 日	
訂 正 等 の 内 容		
備 考		